

イスラーム諸国の海域紛争について

はじめに

- 1 湾岸諸国の略史
- 2 イスラーム国際法
- 3 海洋法の歴史と湾岸諸国
- 4 海洋法会議と湾岸諸国
- 5 大陸棚条約をめぐる動き
- 6 島をめぐる紛争

おわりに



島田 征夫
(早稲田大学名誉教授)

はじめに

国際法上、国家領域は、国境紛争として国家の死活問題となりうる。イラク・イラン戦争(1980-88年)の場合も、湾岸戦争(1993年)の原因となったイラクのクウェート侵攻の場合でも、背景に国境線をめぐる紛争が存在していた。イスラーム諸国、特に湾岸諸国では、ほかにも国境線をめぐる紛争が珍しくない¹。

我が国にとって重大な石油輸出国の多くが存在する湾岸諸国が紛争を抱えていることは、他人事ではない。特に湾岸諸国の海域をめぐる争いの現状がどうなのかを知り、国際法がどのような役割を果たしているのか、いないのかを探るのが、本稿の目的である。

1 湾岸諸国の略史

まず、湾岸にどのような国々が存在するのかから始めることにしよう²。

1 石田進「湾岸諸国間の領土紛争—バハレーン・カタール間の場合」、国際大学中東研究所紀要第6号、1992年、27頁参照。

2 以下の略史は、『世界各国便覧』新版世界各国史28、山川出版社、2009年、『世界年鑑

湾岸諸国とは、イラン、イラク、サウジ・アラビア、クウェート、カタール、オマーン、バーレーン、アラブ首長国連邦(UAE)の8か国を指す。

湾岸諸国



出典：<http://blogs.yahoo.co.jp/hksra2005/65295440.html>

湾岸の二大国の歴史を紐解くと、イランは古くからペルシャとして広くヨーロッパにも知れ渡る存在であった。それに対して、ペルシャ湾を挟んでイランと対峙するサウジは、近世まで国家の体をなしておらず、現王国が建国されるまで、いわば混乱の時代が続いたのであった。

1916年のサイクス・ピコ協定当時もアラビア半島に英仏の支配権は及んでいなかったため、1932年に半島の大半を統一して、サウジ・アラビア王国が成立した。1938年に原油生産が始まり、第2次世界大戦後、同国は世界最大の埋蔵量を誇る石油業の発展で、国力が増強され、イスラーム諸国会議や湾岸協力理事会などを中心としてイスラーム諸国中で重要な役割を果たし、また外交上最も親米的でイランと対立している。

一方、アラブに征服されながらアラブ化しなかったプライドのあるイラン(正式には、イラン・イスラム共和国)は、東西を結ぶ要路に位置しているため古来諸民族の移動と侵略が繰り返され、また大帝国が築かれる歴史を持つ。19世紀以降国内の混乱から英露の侵略の的となり、イギリスがインド防衛の防壁として利用、経済的侵略を行なった。20世紀に入り、1919年にイギリスの保護国化したが、1925年に独立した。

その後1979年に急速な近代化政策に対する宗教界の反動からイラン革命が勃発、イラン・イスラーム共和国が成立、西側諸国との関係は陰

2016』共同通信社、2016年などを参考にした。

悪となった。2005年にアフマディネジャド大統領が就任、核の平和利用をめざしつつその軍事利用を懸念する欧米諸国と関係が悪化している。

次に、イラクは面積が我が国より少し大きい程度である。歴史的には、紀元前4000年後半にチグリス・ユーフラテス河沿岸にメソポタミア文明が栄えたことで知られる。その後、アッシリア、新バビロニアが興ったが衰退、13世紀にモンゴル軍に敗れ、16世紀以降オスマン帝国の一部となった。とんで20世紀にサイクス・ピコ協定のあと第1次大戦後の1921年にイラク王国が建国され、イギリス委任統治領を経て1932年10月にイギリスの外交上の制約を廃止させ少数民族の権利を保障して国際連盟に加入、完全な独立国になった。

第2次世界大戦後、1958年に共和制となり、国境紛争から1980-88年にイランと戦争、90年にはクウェートに攻め込み、2003年に米軍が侵攻、湾岸戦争へと続く。2006年に新政府が発足したが、国内にイスラーム国(IS)が出現するなど、テロなどにより国内治安はきわめて不安定である。

その他のオマーン、カタール、クウェート、バーレーン、UAEなどは、第1次世界大戦までは国家の体をなしておらず、サイクス・ピコ協定の埒外に置かれ、イギリスの保護領となっていた。これら諸国は、19世紀中葉以降イギリスと海賊行為や奴隷売買禁止について協定を結んでいたが、1892年にバーレーン、アラブ首長国、1916年にカタールがイギリスに外交関係を委任、領土不割譲の協定を結び、イギリスの保護国になった。

オマーン（正式には、オマーン・スルタン国）は古くから海洋交易が盛んで、16世紀にポルトガルに占領されたが、18世紀には海洋国家として発展、スエズ運河の開通などで打撃を受け、19世紀末に実質的にイギリスの保護国となり、1968年のイギリス軍の撤退により1971年に独立した。

カタールは、1万平方キロほどの小国で、歴史的にはバーレーンと呼ばれた地域に属していたが、1892年にオスマン帝国領となるが、1916年に保護条約を締結してイギリスの保護国となる。1949年に石油が採掘され、1970年代に世界最大級の天然ガスが発見されたが、イギリス軍の撤退後、1971年に独立した。

バーレーンは、カタールより小さく、1861年にイギリスの保護領となり、1920年代に石油が採掘されたが、産油量が少なく、主に金融業の育成などに力を入れている。イギリス軍の撤退にともない1971年に独立した。

ペルシャ湾の最奥部にあるクウェートは、1871年にオスマン帝国に支配されたが、帝国崩壊後の1899年に領土不割譲と外交権委任を定めた条約をイギリスと結び、その保護下に入った。1938年に大油田が発見され、53年頃には中東第1位の産油を誇った。1961年に民主的な国家として独立した。

UAEは、ペルシャ湾を望む位置にある7首長国（アブダビ、ドバイなど）からなる連邦で、19世紀イギリスが進出、1853年に北部の海賊勢力がイギリスと休戦協定を結んだため、以後休戦海岸と呼ばれる。1892年よりイギリスの保護を受けていたが、イギリス軍の撤退により、アブダビ、ドバイなど6首長国でアラブ首長国連邦を結成、1971年に加盟国増加で現在の7首長国となる。1960年代以降、石油開発が進み、経済発展を遂げ、特にドバイの発展は著しい。

アラビア半島は伝統的に遊牧民の生活の場で、定住生活のない部族がいて、牧草を求めて移動していた。20世紀になって、オスマン帝国の崩壊にともなう東アラブの分割、その後油田の発見、開発に各国の事情がからんで、問題の解決をいっそう困難にしている。

以上のように、湾岸諸国は、複雑な歴史的・社会的背景があるにもかかわらず、国家の形成が比較的新しくかつ英仏などいわゆる宗主国の思惑がからんで国境がかなり恣意的に決められた事情が存在する。

湾岸諸国に国境紛争や領土紛争が多い理由の1つは、アラブにおいては「土地」支配よりも「人」支配の意識が強いことがあって、血縁でつながる人々や税などでつながっている人々が居住する場所も勢力範囲とみなす、いわゆる属人主義の考え方が伝統的に強いと言われる³。そこに、19世紀後半以降、ヨーロッパ流の属地主義が持ち込まれ、混乱の末、火種を今日まで残すことになった⁴。

3 石田・前掲（注1）、41頁参照。

4 同上、28頁。

なお、湾岸諸国の領土問題には次のものがある⁵。たとえば、イラン・イラク国境紛争⁶、バーレーンに対するイラン⁷、クウェートに対するイラク⁸、カタール南部に対するサウジ・アラビア⁹、それぞれ領有権が主張されている。さらに、ブライミ・オアシス（アブダビとオマーン間）の紛争がある¹⁰。

2 イスラーム国際法

そもそもイスラーム諸国の海域をめぐる紛争の扱いについては、やはりイスラーム国際法の知識が必要と思うので、イスラーム国際法の何たるかについて素描しておこう。

我々の知っている国家とは、一定領域を有する国家のことで、国民国家を単位とした統治システムは、民族は主権国家を形成するという思想に基づいている¹¹。

理論的には、国際法はジャン・ボダン（1530-96）の考案した国家主権の思想をもとに発達していく。つまり、ボダンは、『国家論』（1576年）を著し、主権の最高・絶対性を強調し、従来中世封建勢力の手にあった権力の国王への集中を理論化した。この理論はその後国際法の最も重要な概念として位置付けられることになる。

では、イスラーム国際法の第1の特徴は何か。それは西欧流の主権国家の不存在であろう。イスラームにあっては、主権国家は存在しない。主権国家でないイスラーム国家は「神の主権」を具体化するための手段にすぎない。主権は、神に、換言すれば預言者を通じて啓示された宇宙の創造主たるアッラーの神、すなわちシャリーアに帰属するのであって、国家にも個人にも帰属するものではない¹²。

5 石田進『激動の湾岸世界—石油危機から10年のペルシア・アラビア湾』御茶の水書房、1985年、161頁以下参照。

6 浦野起央編著『資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第3巻中東Ⅲ』パピルス出版、1980年、539頁、石田・前掲（注5）、137頁以下参照。

7 Husain M. Albaharna, "The Legal Status of the Arabian Gulf States", 1968, p. 167.

8 Ibid., p. 250.

9 石田・前掲（注5）、162頁、石田・前掲（注1）、34頁参照。

10 石田・前掲（注5）、162頁参照。

11 古賀幸久『イスラーム国家の国際法規範』勁草書房、1991年、17頁注37。

12 古賀・同上、13-17頁。眞田芳憲『イスラーム法の世界』改訂増補版、中央大学出版部、2000年、207-209頁以下。

イスラーム法上の国家とは、神の委任を受け、預言者を通じた神の啓示による政教一致の体制を確立し、神の意思としての法たるイスラーム法を現実に適用する枠組みのことである。イスラームの政治思想では、国家は二義的意味しかなく、「国家とは何か」という理論も欠如している。国家の定義の不存在である。国家は、イスラームの理想を実現するための道具にすぎないのである¹³。

また、イスラーム国家の目的はと問うと、人々の自由を擁護し外国の侵略から守り、不正を防止することにあると言われる。つまり「正しいことを命じ、邪悪を禁ずる」ために「信者たちは皆兄弟である」（クルアーン第49章10節）という同胞愛のもと、共同体の統一が強化されなければならないのである。注意すべきは、イスラーム国家はそれ自体目的とはならず、神の正義をこの世に実現するための政治的道具にすぎないのである¹⁴。

周知のとおり、イスラームの国家は、宗教国家である¹⁵。この政治体制における立法権は神が独占して、国家の権限内にはなく、しかも主権は国家に属さず、アッラー（神）に属し、人間を支配する権利は神のみが持ち、人間は神の法にのみ従うことが許されているのである¹⁶。イスラームにおいては、人と神との間にいかなる介在者も認めず、両者の関係は直接的である¹⁷。

イスラーム社会は、イスラーム教の宗教の世界であって、イスラーム共同体たるいわゆるウンマによって代表されるが、この共同体は唯一神との契約をベースにするため、縁共同体でも地域共同体でもない¹⁸。その権限は神から代理的に委任されたものにすぎず、人種、血統、男女、貧富の差を問わず、ウンマの全ムスリムがイスラーム法に基づいて国家を運営するのである¹⁹。

13 飯塚正人「ウンマと国家」、湯川武編『イスラーム国家の理念と現実』悠思社、1995年、所収、323頁参照。

14 眞田・前掲（注12）、222-223頁以下。

15 同上、209頁。

16 古賀・前掲（注11）、53-54頁以下、眞田・同上、209頁。

17 古賀・同上、13頁。

18 イスラーム国家とウンマについて、たとえば、板垣雄三・飯塚正人「イスラーム 国家論の展開」『国家と革命』シリーズ世界史への問い10、岩波書店、1991年、所収、254頁以下参照。

19 古賀・前掲（注11）、54頁。